

死刑廃止国際条約の批准を求める

FORUM90

地球が決めた死刑廃止

VOL.122

頒価 300 円

2012 年 3 月 10 日発行

フォーラム 90 実行委員会

〒 107-0052 東京都港区赤坂 2-14-13
港合同法律事務所気付

TEL : 03-3585-2331

FAX : 03-3585-2330

振替口座：郵便振替 00180-1-80456

加入者名：フォーラム 90

主要目次

法務大臣に死刑執行の義務はない（船山泰範） 1 頁

死刑執行再開に反対する集会宣言 4 頁

「練馬で死刑を考える集い」へのメッセージ（円より子） 8 頁

死刑執行の停止を求める緊急市民アクション 9 頁

死刑日録 9 頁

「死刑の映画」は「命の映画」だ』を終えて（太田昌国） 10 頁

死刑映画をめぐる 7 つのトーク（吉田喜重 / 佐藤優 / 足立正生
/ 兩宮処凜 / 香山リカ / 小嵐九八郎 / 森達也） 12 頁

インフォメーション 18 頁

法務大臣に死刑執行の義務はない

死刑廃止は国民の声から

船山泰範

小川敏夫法相は1月13日の就任会見で死刑執行について問われ、「法相の職責であり、大変つらい職務だが、その職責をしっかり果たすのが責任だと思う」と語った。また読売新聞「新聞僚に聞く」（1月25日）でも「法律で定められた職務を果たさないことは許されない。国会会期中の執行も、（国会で）質問されるから嫌だといって逃げるつもりはない」と、執行への積極的な姿勢を示している。

しかし死刑執行は法相の職務ではない。フォーラム 90 では1月28日、法相の地元である東京都内の練馬駅頭でピラ撒ぎと街宣車での情宣を行い、2月19日にも同じく練馬駅頭でのピラ撒ぎと情宣を行ったあと、4時から練馬区職員研修所にて「練馬で死刑について考える集い」をもった。集会では日本大学船山泰範教授に「法務大臣に死刑執行の義務はない」という講演をしていただいた。ここに掲載したのはその講演に加筆訂正したものである。

この集会を準備していただいた練馬地元のみなさんに感謝したい。（編集部）

1 法務大臣に死刑執行の義務はない

(1) 義務がないという根拠

みなさんこんにちは。ご紹介いただきました日本大学の船山です。

最初に法律の条文をご紹介させていただきます。刑事訴訟法の475条第1項に「死刑の執行は、法務大臣の命令による。」という規定があります。実は一般の刑の執行は検察官が行うのですが、死刑だけが法務大臣が関わるのがわざわざ書いてあります。ただし、第2項で「前項の命令は、判決確定の日から6箇月以内にこれをしなければならぬ。但し、上訴権回復若しくは再審の請求、非常上告又は恩赦の出願若しくは申出がされその手続が終了するまでの期間及び共同被告人であった者に対する判決が確定するまでの期間は、これをその期間に算入しない。」という規定があります。

今回私たちが問題にしたいのは、この475条第1項に「法務大臣の命令による」と書いてあるのだけれども、これは絶対にやらなければいけないという規定と読むべきなのか、あるいはそうではないのかということです。結論から先に申し上げれば、法務大臣の義務ではないのだということです。そのことを明らかにするために、ではなぜそういうことがいえるのか、それから、一方では

どうして義務だという考え方があるのかということを検討していきたい。もちろん、その中で根本的な問題としては、死刑を存置するべきかどうかという問題が横たわっているのです。

まず第1に、義務がないということの根拠ですけれども、刑事訴訟法の475条は訓示規定だと私は思っています。法律をどう理解するかということについては、「訓示規定」という考え方と「効力規定」という考え方があります。例えば、警察官が容疑者を逮捕した場合については、48時間以内に検察官に送りなさいという規定（刑訴203条1項）があります。それについては、48時間以内に検察官に送らない場合は釈放しなさいというふうに書いてある。48時間以内に送らなければどうなるかということが書いてあって、その意味では送らないことがどんな効力があるかということが明記されているのです。それに対して、刑事訴訟法の475条の場合については、何もそんなことが書いてありません。そういう点では、今のような規定とはちょっと違うと考えていい。そして、実際にわが国の場合については、3年4か月という間まったく死刑が執行されなかった時期があったわけです。そして、その後行われたりしたのですが、法務大臣によっては行わない方もいた。では、3年4か月の間の何人かの法務

大臣、あるいは最近でも法務大臣になられて死刑を執行しなかった人がいた場合にどうなったか。特別の問題は起きておりません。例えば、その法務大臣が罷免されたというようなことはありませんし、あるいは、その法務大臣が罰せられたということもありません。その意味では、後でお話をしますように、法務大臣が執行するかどうかは法務大臣に任されているのです。その「任す」とはどういう意味かということ、私たちは考えていかなければいけないのです。

次に、「死刑が執行されないと法の安定を欠く」という見解がありますが、それは誤りだと思います。現在いろいろな問題があります。法の安定という点で見ると、例えば検察官が無理矢理起訴をする、その前提として実際にはない証拠を出そうとする、現実に捏造したという事例があります。問題は、そういうところに法の安定を欠くということがあるのです。しかも、ご存じのように袴田事件などを初めとしていくつかの冤罪事件が絶えない。法の安定を欠くというのは、国民の信頼が、法に対してどうも危ないのじゃないか、法の運用のあり方が危ないのじゃないか、そういうところに法の安定を欠くという問題があるのです。刑事訴訟法475条の「法務大臣の命令」云々ではないと私は思います。

3番目に、「世界の動向を考える必要がある」。私は、昨年8月に韓国のソウルの中央大学校で、日本と中国と韓国とベトナムの4か国の先生方が集まったシンポジウムに出てまいりました。私たちの社会における危険の問題、例えば原発の問題も含めて、社会における危険という問題について、法はどう対処したらよいか、ということについて、刑法、刑事訴訟法、刑事政策の専門家が集まって討議をしました。私が韓国に行ったもう一つの理由は、韓国では死刑の問題をどう考えているかを、実際に韓国の先生から聞いたかったということがあります。そして、何人かの先生とお話することができました。韓国では死刑をなくそうとしている、そういう考え方が非常に強いそうです。ただし、こういうことがいわれまして、私は、自分が日本にいるためだな、と思いました。それはどういうことかということ、韓国の場合についてはやはり、北朝鮮との関係があるということです。ここで死刑をなくした場合について、北朝鮮からの脅威ということを考えていかなければならない、それがなければいつでも死刑をなくしたいのだと、こういう考え方をおっしゃっていました。日本にいますとそういう問題を考えないで、私たちは議論をしているのだなと思って、やはり時代、場所、あるいは地政学的なことも含めて考えていかなければいけない、とつくづく思いました。

ただ、それにしてみても、みなさんご存じのように、ヨーロッパでは死刑が廃止され、アメリカでも3分の1以上の州が死刑を廃止している。どうして東アジアにはこんなに死刑が多いのだろう

か。日本、中国、台湾、北朝鮮、韓国。そういう点で、世界の流れというのもの、私たちは一方で考えていかなければならないという感じがするわけです。

そして、実際に死刑廃止条約というものが国連では締結され、また、国際社会からは、日本はどうして死刑をなくさないのかということが、何度も問われて

いるわけです。グローバル社会といわれています。ところが、この問題は、私たちはあまりグローバルという視点から考えていなかったりする。これはいけないのではないかと感じるわけです。

さて、4番目です。私は475条1項について「訓示規定」であり、「法の安定」という関係で、法務大臣に死刑執行の義務はないと捉えることについて私たちが躊躇する必要はないと考えています。475条の1項については、政治家である法務大臣にその権限が委ねられていると、考えていいのではないかと思います。政治家ということは、いわゆる法務官僚と対比させて考えていってよいと思います。法務官僚が「死刑は執行すべきである」と、こういうことをいったとしても、政治家である法務大臣は必ずしもそれに従う必要はないのです。国民から付託を受けた政治家であるということは、法律のあり方について、現在あるものについても、果たしてこれでいいのかどうかということ、大所高所から考えることができる、そういう立場にあるとあっていいと思うのです。

多くの国が、一般の国民は死刑は存置すべきだと思っていたとしても、政治家が大きな観点、高い観点から廃止していった場合がいくつもあります。フランスの場合がそうだとすることは、みなさんご存じだと思います。その時の法務大臣がバダンテールという方でした。この方は、大統領に命じられて法務大臣となって、死刑を廃止するための規定を整えて、廃止したのです。団藤重光先生の『死刑廃止論』にはその経緯が詳しく書いてあります。ミッテラン大統領が選挙に出る時に、自分が大統領になったら死刑を廃止するというマニフェストを掲げて、そして大統領となり、その大統領がバダンテール弁護士に、あなたに法務大臣になってもらいたいと言ったのです。バダ



船山泰範（ふなやまやすのり）
日本大学法学部教授。専攻は刑法。大学のゼミナールにおいては模擬裁判を毎年行い、小学生・中学生・高校生・社会人も行っている。市民が法に親しむための講座を継続的に展開し、「法育」を提唱している。主な著作に、『刑法がわかった』法学書院、『刑法学講話〔総論〕』成文堂、『刑法の役割と過失犯論』北樹出版など。

ンテールさんは大統領の命令を受けて死刑をなくしていったのです。

そういう点で見ると、法律があったとしても、法務大臣という政治家は、それにただ従うのではなくて、現在の法律で果たしていいのだろうか、国民はどう考えているか、あるいは国際社会はどのようなのか、そういう大所高所から考え、判断する立場に立つことができるのです。だからこそ法務大臣という政治家に委ねられていると考えていいのです。

以上のようないくつかの理由を併せて考えていきますと、結論的には、法務大臣は高い見識に立って、人道的な観点から判断をするのだ、こう考えることができると思います。これが私の結論です。その結論をはっきりさせるためにも、やらなければいけないとする「義務説」について検討しておかなければいけないと思います。

(2)「義務説」の再検討

「義務説」の根拠といわれているものを3つ掲げておきました。1番目によくいわれるのは、「執行したくなければ辞めればよい」、あるいは「そもそも法務大臣になるべきでない」、こういう見解があります。しかし、それは見方の違いでして、先ほどお話をしたように、「法務大臣になって死刑をなくす」ということもあり得るわけですから、なった以上は絶対にやらなければいけないということはないのです。法務大臣になってなくすということがあっていい。私は、今回の問題に関連しては、むしろ法務大臣は、執行したくなければ死刑そのものをなくすればいいと、こういう議論も成り立つと思います。この「執行したくなければ辞めればよい」という見解に対しては、法務官僚のいうままに執行する必要はないし、あるいは「やりたくないのだったらなるべきでない」という議論も成り立たない、という思いがするのです。

2番目によくいわれることは、「治安維持のために必要なのだ」ということです。もう少し柔らかくいうと、死刑という制度があるから凶悪な犯罪は行われぬとする捉え方です。少し難しいいい方をすると「死刑には一般予防効果がある」、ということ。確かに私たちは、刑罰が目のあることになれば、自分たちがどういう行動をするのかについて、ああ、これはいけないな、と思うことがあるでしょう。しかし、現実はどうでしょうか。みなさんご存じのように、自殺ができないから死刑になろうと思って犯罪を行う人も一方ではいるわけです。そうすると、死刑があることが重大犯罪を導き出すということにもなりかねないわけです。

それから、死刑は多くの国で、いろいろな年代に存在していました。では、死刑があることによって犯罪がなくなったり減ったか。そんなことはないという感じがします。アメリカの場合については、大体3分の2の州が死刑を存置していて、

3分の1の州が死刑をなくしています。経済的、産業的にも同じような隣り合ったどうしの州で、死刑がありなしによって犯罪が多いとか少ないということがあろうか。ある意味では一種の実験が行われているとっていいと思います。結論はあまり変わらないのです。死刑のありなしは犯罪発生件数とは関係がない。死刑があるから犯罪が少なくなっているということも見出せない。そういう点で見ると、死刑のあることが、犯罪予防に必ずしも役立っていない。そしてまた、いざ犯罪を行おうと思えば、死刑になる可能性があると思っただけでやってしまうのです。

また、多くの人びとは、一般の刑罰にも関わりますけれども、刑罰があるから犯罪を行わないということではありません。何となく一般的にはあるという感じがするけれども、刑罰があるから犯罪が少なくなっているということではありません。むしろ、犯罪が少なくなっているのは、経済的な要因、その他の社会的な要因が多いのではないのでしょうか。例えば警察が、被害者から届出があっても受け付けられないということになれば、表面的には犯罪は少なくなったように見えます。そういう点で見て、犯罪が増えているか増えていないかということは、『犯罪白書』に出ている数だけでは判断できないのです。その意味では、治安維持のために必要であるという考え方は、論証されていないことだ、とってよろしいと思うのです。

さて、3番目の問題、行政権と司法権の問題です。行政権すなわち刑の執行というのは、司法権すなわち裁判所の判断に優越できない、あるいは裁判所が判断をしたら絶対に従わなければいけないのか。そんなことはないと思います。みなさんご存じのように、三権分立というのは、お互いにチェックしながら相手方に対しても場合によっては攻勢をかける、こういう形でできあがっています。例えば、司法権と行政権の関係で明らかなのは、恩赦という制度があります。これは、刑罰が確定をしても、恩赦で刑を軽くしたりすることは十分できるし、確定した刑を受けている場合についても、刑務所から出所させることも恩赦ではできるわけです。そういう点で見て、司法権と行政権の関係を考えていったときに、司法が決めたことについて行政は必ずそれに従わなければいけないということはないのです。いろいろな観点から、両者の関係を、私たちは考えていくべきだと、こういってよろしいと思います。

以上のことから明らかなように、「義務説」の3つの見解、理由というのは、いずれも「義務説」の根拠にならないとってよい、と思うのです。

そういう点で、法務大臣に執行の義務があるのかどうかという問題について、私たちは条文だけで考えていくべきではないのです。くり返すように、法務大臣は司法官僚とは違うわけですから、もっと高い観点からこの問題を考えて取り組んでもらいたい。今の法務大臣に対してエールを送る

とすれば、むしろ彼に「東洋のバタンテール」になってもらいたい、といたいと思います。彼がだめだというのではなくて、むしろ彼を元気づけて、あなたこそ「東洋のバタンテール」になってもらいたいと、こういういい方をしてもいいのではないか、という感じがするのです。

さて、私は、法務大臣に死刑執行の義務はないというふうにいますが、当然、前提としては死刑問題をどう考えるかということが問題です。そこで、死刑が残虐かどうかという問題と、それから刑罰一般についても、私の考え方を述べさせていただきます。

2 死刑はなぜ残虐なのか

(1) 執行方法が問題なのか

死刑が残虐かどうかということが最高裁判所で問題になったのは戦後すぐでした。最高裁判所は、その問題について、死刑の執行方法が残虐かどうかという考え方を、火あぶりとか磔など、執行方法がそういうものだったら許されないけれど、そうでない限りは現状でいいのだと、こういう判断を下していました（最大判昭23.3.12）。これは有名な判決でして、実はその前に、「ひとりの生命は全地球より重い」と、こういう言葉を最初に述べているのです。普通だったら、その後には「だから軽々と死刑をやってはいけない」とか、あるいは「死刑をなくすべきだ」という結論が続くはずですが、ところが、判決はそうではなくて、やはりやり方によってはやっていいのだと、こういう議論のしかたをしているわけです。そういう点で、

死刑は執行方法の問題だというのが、一応最高裁判所の考え方です。私は、後でもお話をしますように、そういう問題の捉え方については賛成できません。

そして、その問題が再燃されたのが昨年（2011年）です。ヴァルテル・ラブルさんというオーストリアの法医学者が、絞首刑は残虐な刑罰ではないのかという問題について法廷で述べたのです。つまり、かなり多くの場合については首が切断されるなどして、本人は相当苦しむ、また、脳に血液がいつているので、その苦しみを本人は味わうはずだということで、絞首刑というのは残虐だということです。また、死刑存置論の最右翼といわれている土本武司先生が同じ法廷にお出になって、自分が検察官として見た状況をみると残虐だと思おうということをおっしゃったわけです。それでは、判決がそちらに傾くかなと思ったのですが、現実にはそうはいきませんでした。そういう点で、昨年の大阪の裁判所の判断は、死刑の執行方法の残虐性という議論の仕方をしています。私は、これは、残虐かどうかという問題についての、執行方法の捉え方だといってよいと思います。

問題は、果たしてそういう執行方法の問題かどうかです。私は、そうではなくて、刑罰はどういうものかという観点から死刑問題を考えるべきではないかと思っています。

(2) 憲法9条の視点から

さて、残虐かどうかという問題は、憲法36条が規定をしています。残虐な刑罰と拷問は絶対に許されないというふうに書いてあるわけです。そ

死刑執行再開に反対する集会宣言

2011年、日本は19年ぶりに死刑執行のない年となった。

2000年代の厳罰化、自民政権下での大量死刑執行、裁判員制度での死刑判決の続出など、非常に厳しい状況の中で「死刑執行ゼロ」の年が実現されたことは、死刑制度の歴史の中で銘記されてよい。

ところが、年明けの1月13日の内閣改造によって入閣した小川敏夫法務大臣は、就任時の会見で「死刑執行は大臣の職責である」と発言し、在任中の死刑執行の可能性を示唆した。

私たちは、こうした小川大臣の発言に対して強い懸念を覚えるとともに、発言内容に対してははっきりと異を唱えたい。

死刑執行は法務大臣の職責ではない。

刑事訴訟法475条1項は「死刑の執行は、法務大臣の命令による。」として、死刑の執行への法務大臣の関与を規定している。この規定の趣旨は、生命を奪う死刑という究極の刑罰の執行については、法務検察官僚のみの判断によるのではなく、政治家たる大臣が記録を精査し、執行しないことも含めて判断するというものにほかならない。

死刑制度に関しては、今もなお多くの問題のあることが指摘されている。名張事件、袴田事件などにおいては

再審の扉が開かれようとしており、絞首刑のあり方については憲法違反であるという議論が巻き起こっている。また、裁判員による死刑選択の負担が問題化されるとともに、死刑制度についての市民への情報公開の不十分さが指摘されている。国際的には、国連が死刑存置国に死刑執行停止を呼びかけ続けている。

政治家たる法務大臣の職責とは、単に法務検察官僚の上申に基づき死刑執行のサインをすることではなく、こうした問題のある刑罰である死刑制度について国民的な議論を起こすことであると私たちは考える。

本日の集会に参加した私たちは、船山泰範日大教授の講演を聞き、その意をさらに強くすることとなった。

再び確認しよう。死刑執行は法務大臣の職責ではない。今、日本は、「死刑執行ゼロ」の年を重ね本格的な死刑執行停止状態に入るのか、死刑執行を再開し元の道に戻るのか、大きな岐路に立たされている。

本日練馬に集い死刑制度の問題性について認識を深めた私たちは、死刑制度の廃止を見据え、死刑執行の停止を日本政府に強く求めるものである。

今年を「死刑執行ゼロ」2年目の年としよう。

以上、宣言する。

2012年2月19日

練馬で死刑について考える集い参加者一同

の点では、残虐性の問題は憲法の問題ですが、憲法の問題であるとすれば、私たちはどうして憲法9条と対照させて考えないのでしょうか。あまりその点はいわれていないようですので、少し述べていきたいと思います。

憲法9条は戦争放棄の大変重要な規定です。この点について柔らかい捉え方をしているのかどうか分かりませんが、私は憲法9条は外国の人を戦争で殺したりしないという規定だと思うのです。もちろん戦争のときには、外国の人だけではなく日本でも多くの人が亡くなりましたけれど、戦争でもって外国の人を殺すようなことを私たちはしない、そういう国際平和主義を述べたといっていると思います。そして、もちろんその前提となっているのは、十数年続いたアジアでの戦争、そしてまた、日本国民自身が戦争の過程のなかで広島や長崎、あるいは東京大空襲などでたくさんの方が亡くなったということが、まず前提としてあると思います。戦争放棄の規定を外面から見ると、外国の人を戦争で殺さないという規定だという見方ができると思います。それでは、自分の国の人を殺していいのでしょうか。外国人は殺さないけれど自分の国の人を殺す。そういう国は結構ないわけではありません。でも、法律というものを考えていったときに、国が人を殺すのはいけないという捉え方、その中のひとつが戦争放棄であるとすれば、一方で自分の国の人びとも法律は殺してはいけないと、そういうふうを考えていいのではないかと、私は思うのです。

戦争放棄の規定を単に外国との関係で考えるのではなくて、その精神を考えていったときに、国家権力が人を殺さないという、そういう考え方で捉えたときに、初めて憲法全体をいわば統一的に捉えることができるのではないかと感じるのです。

(3) 絶望しかない刑罰こそ残虐

それから、これが3番目にいいことにつながるのですが、私は刑罰というものが私たちの社会にあるというのは、その刑罰が一定の目的を持っている、だからこそ生命を奪うとかあるいは自由を奪うとか、財産を奪うということが一応許されていると考えていいと思います。

それでは、一定の目的とは何か。それは、犯罪を行った人が2度と同じような過ちを繰り返さないための、そのきっかけとして刑罰はあるのだと、こう考えるべきだと思うのです。懲役が一番典型的な例だと思います。私たちの社会のように自由な社会の中で身柄を拘束する。そして、本人が働きたくないと思っても働かせる。懲役は、そういう強制労働に近いものですが、そういうものが許されるのはなぜかと思ったら、それをきっかけとして、社会に出たときに2度と同じような過ちを繰り返さない、そういうところに狙いがあると思

うのです。ですから、国が自由を奪うという懲役刑に期待されているのは、それが犯罪者の社会復帰・更生に役立つからだと思うのです。

私は、刑罰はすべて社会復帰に役立つものでなければいけないと思うのです。そう考えていったときに、死刑というのは社会復帰をまったく考えていないものなのです。お前は社会復帰する必要はない、あるいは反省する必要がない、そういうメッセージを含んだ刑罰だと思います。そして、そう考えていきますと、何も死刑に限ったことではないことに気づきます。無期懲役もそうです。ほとんど終身刑に近い状態になっている現在の無期懲役のあり方に疑問を持ちます。千葉刑務所に参観に行ったことがありますけれども、ここには45年入っている無期懲役の受刑者がいるということでした。私が連れて行った20歳前後の学生の多くは愕然としておりました。自分たちが生きてきた年数の2倍以上を、ここで過ごしている人がいる。そういう点で考えていったときに、ほとんど終身刑に近いような無期懲役、これも社会復帰ということを受刑者に期待させないものだと、いいと思うのです。

また、これは小さな問題として見過ごされていることですが、罰金刑についても問題があるところがあります。罰金が払われない場合については、労役場留置ということで、懲役と同じような刑罰を受けることになっています。罰金を払わなかったら払わないで済むというものではない。それから、月賦みたいなのは許されない。一遍に払わなければ労役場に留置される。その人自身がどのくらいの財産を持っているかということ、裁判所は知りながら、その人が払えないような罰金刑を言い渡すという事例はいくつも聞いています。これも私は残虐なものではないかという感じがするのです。

以上の点で、当人が社会復帰しようとする意欲が持てない、あるいは社会復帰のしようがないようなそういう刑罰のあり方、私はそういうものこそ憲法が禁じている残虐な刑罰だと考えるべきではないか、と思います。その意味で、執行方法の問題として議論をしていきますと、これはいつまでもきりがありません。例えば、注射だったらいいのではないかとか、そういうことになりかねません。死刑をなくすことは、執行方法という観点からのアプローチではだめだと思います。その刑罰そのものが、果たして今いったような観点から見ても、本人の社会復帰の意欲を起させないような刑罰、それこそ残虐な刑罰と考えていくべきではないか、と思います。死刑とか終身刑に近い無期懲役、あるいは罰金が払えないためにどうしても労役場留置にならなければいけない、そういう、いわば絶望しかないような刑罰こそ残虐な刑罰であると思います。そういう刑罰をやめようというのが、残虐な刑罰の禁止だと考えていくべきだと思うのです。

3 刑罰には希望を添えて

さて、死刑とは少し離れますが、刑罰というのが更生のために役立つなければならないということについて、昨年来私が述べていることを少しお話しさせていただきたいと思います。

第1に、私たちは、現行の刑罰について、それが更生に結びつくかどうか、こういう観点からチェックをしていくべきだろう。その意味で、その一つとして死刑があるけれども、死刑の問題に限らず、その他の刑罰についてもチェックをしていくべきだと思います。

それから、厳罰化というのが、決して犯罪の予防に役立っていないということ。厳罰化とは、今まで例えば執行猶予にしていたものを実刑にする、あるいは仮釈放で出られたものを段だん少なくしていき、仮釈放の率を少なくしていく。あるいは、同じ刑罰の幅のなかでも従来より重い刑罰を言い渡していく。そのようないろいろな意味合いがあるのではないかと思います。とくに問題なのは、仮釈放が少なくなっているということです。これは、『犯罪白書』に図が載っているのですが、かつては仮釈放というのは割合と高いパーセンテージで行われておりました。比較的近いところで平成元年あたりを見まして、60%、もう少し前、昭和45年くらいですと70%に近いところにある。ところが、だんだん減ってきて、平成22年には50%を割ってしまいました（『平成23年版犯罪白書』）。これはどういうことかという、刑務所に入っている人の2人に1人は満期釈放だということです。満期釈放は、ちゃんと務めを終えたという見方もできますけれども、その人が満期釈放で出た後のことを考えていかなければいけない。その人に家族がいる、家族が受け入れてくれる、あるいは働く場所がある、あるいは以前勤めていた所の人が雇ってくれる、そういうことがあればいいのですよ。ところが、そうでない人が結構多いわけです。

昨年のちょうど今頃、私は前科28犯の人の国選弁護人をやりました。福島刑務所を出てから2日経たない間に、また前と同じ犯罪である無銭飲食をしてしまいました。そして、もちろんお金がないので、被疑者の国選弁護から私は関わって、被告人の国選弁護にも関わることになったわけです。彼には兄弟がおります。しかし、兄弟にはさんざん迷惑をかけたので、兄弟は連絡をしないでくれといっている。ご存じのように刑務所に入っている場合、その中で働いたことについてそれなりのお金を作業報奨金として貰えます。ただし、それは大変低い金額で、彼は2年近くいたのですけれども、全部で数万円でした。福島から本人の懐かしい上野に出てきて食事などをしまえば、ほとんどなくなってしまうわけです。なおかつ、彼が特定の資産を持っていたり、あるいは

は家族などが彼を受け入れてくれるということは、初めからないのはわかっているわけです。そういう被告人を、私は国選弁護をしようと思って、何ができるだろうかと本当に悩みました。無銭飲食をした時の状況を考えていきますと、例えば何日間も食べていなかったわけではない。刑務所を出て1日半です。もちろん1食でも抜けば、私たちはお腹が空きますけれど、何日も食べていないという状況ではない。だから、期待可能性が少なかったという主張はできない。

本人は、結局刑務所から何の希望もなく出ているわけです。そして、そのことは明らかであり、なおかつ法務省当局というか刑務所もよく知っている。それだったら、仮釈放をして、保護観察を付けてもらって、保護司さんにいろいろ指導してもらって、就労についても支援してもらって、こういう方法があるではないですか。ところが、前科28犯になってしまうと、なかなかそれは認められない。とくに刑務所の中で暴れたとか、そういうことがあるわけではない。しかし、前科何犯というのは大きな足枷になっているわけです。しかも、なおかつ、社会全体としては厳罰化傾向にあって、仮釈放が段だん少なくなってくる。でも、結局は本人がまた犯罪を行ってしまうことに外ならない、といっていると思います。

そのことを考えていったときに、私は現在の懲役のあり方自体に問題があると思うのです。そこで、私が昨年来提唱しているのは、どんな場合についても、すなわち、本人が反省をしていない、もちろん家族による保護がない、あるいは就職がない、こういうどんな場合でも、最低3か月間の仮釈放の機会を与えることです。仮釈放の場合は必ず保護観察が付きますから、その保護観察の間に将来の設計をしていく。3か月というのは瞬く間に過ぎ去ってしまうと思います。しかし、どんな場合でも最低3か月仮釈放になって、保護観察を受け、そして保護司さんからいろんな指導を受け、場合によっては就職の機会が得られるとすれば、これは本人にとって希望につながるのではないかと、思うのです。

近年それが始まったばかりですけれども、「地域生活定着支援センター」という取り組みがあります。私も千葉の地域生活定着支援センターには何回か行かせてもらって、お話を聞きましたが、千葉では、一応老齢の場合と障害者の場合について、その人の就労支援を行っています。仮釈放はこういう取り組みとも結び付けることが可能だろうと思います。そして、これはやはり満期釈放では遅い。仮釈放の段階でもってそういう機会が得られるのが一番大事なことなのではないのか、という感じがします。

そういう点で、私は「必要的3か月仮釈放制度」というものを提唱していきたいと思っております。このことについては、私は知り合いの保護司さんにもお話を聞いてみました。そうしたら、「うん、

いい考え方だね」というふうにいってくれた方が何人かいらっしゃいました。ただし、「その場合には自分たちの負担が大きくなる」「現在の保護司で十分できるかどうかということは現実の問題としてある」ということをいわれました。ご存じのように東京の中でも千代田区のように保護司さんがたくさんいらっしゃるけれども、そんなに保護観察の数がない所と、それから東京の東側の方のようにたくさん事件を抱えている所とは違います。それにしてみても、このような保護観察との結びつき、あるいは地域生活定着支援センターの活動などを、私たちが見ながら、懲役というものがあくまで更生を目指すためのものだ、そして、そのためには何が必要か、現在ある制度で何が使えるかということを考えていくべきではないか、というふうには私は思っております。

刑罰には必ずなんらかの希望を添えて行うべきだと、私は考えています。

4 司法参加権の提唱

さて、「司法参加権」ということについて少しお話をさせていただきたいと思います。

図に書いてあるのは、刑事司法手続と国民の関わり方ということで、どんな段階ではどんな制度があるかということ整理したつもりです。もちろん、この中で一番中心となっているのは裁判員裁判です。裁判員裁判は、刑事司法の一番中核のところに国民の意見を反映させる、そういう制度として定着しつつある、とあってよろしいと思います。ただ、裁判員裁判の場合についても、今のところ、13件死刑判決が出ていますし、一方では9件の無罪判決も出ています。こういう中で、裁判員裁判が私たちが司法に関わるもっとも直接的な、あるいは中核的な役割をしていると思いますが、その前の段階で、検察審査会による強制起訴、これも国民が関わることです。それから、もっと前の段階での告訴とか告発、これも国民が関わることです。告訴というのは被害者や被害者家族が行うのでして、告発というのはまったく関係のない国民でも、事件があったということを検査当局に告げることができるわけです。ただ、問題は、私は直接的に話を聞いたのですが、告訴をし

たいと言った国民に対して、警察では、告訴をしないで被害届にとどめなさいと、いわれたというのです。一般の国民はその違いを知りませんから、被害届でいいのかなと思ったりする。しかし、被害届の場合については、警察はそれ以上捜査をしなくても済んでしまうわけです。告訴の場合には、どういうことをやったかということ被害者に伝えなければいけない。その点では、告訴と被害届ではまったく違う。私たちは、そういうことを知っていなければいけないし、また、警察でもそういうことで国民を騙すようなことはやめてもらいたい、ということはいっておかなければならないと思います。

それから、刑罰の執行の段階では、従前から行われている宗教教誨、これはいろいろな宗教の方がボランティアという立場で刑務所や少年院に行くと心な悩みを聞くという、そういう制度です。これはもう長く行われています。それから、宗教的な関係ではないけれども、篤志面接委員という形で、例えば就職の問題についても相談に乗る、こういう制度があります。いずれもそれに携わっている方の努力に負っている部分があります。そして、その刑罰の執行の場面について私がいいかかったのは、仮釈放というものをもっと使っていくべきだということです。最低でも3か月、場合によっては半年とか1年という時間をかけていく必要があります。

そういう点で、刑罰がどのようなものかということから、その刑罰の中で究極の刑罰である死刑の問題についても、私たちは考えていくべきだというふうに思っているわけです。

図の「社会内処遇」のところに書いてあります「協力雇用主」というのは、その人が犯罪を行ったことをもちろん知った上で、そして、満期釈放や仮釈放で出てきた人に対して仕事を提供する、ということです。協力雇用主は全国にいらっしゃいますけれども、実際に出てきた元受刑者との関係で見ると、まだまだ少ないといっていると思います。そういう点で見ると、東京の場合については、どちらかという中小企業の協力雇用主はいますけれども、大企業ではほとんど行われていないという実情があります。こういう問題についても検討していかなければいけないと思っております。

司法参加権の提唱

刑事司法手続	捜査	公訴	公判	刑罰の執行	社会内処遇
国民のかかわり方	・告訴・告発	・検察審査会による強制起訴 ・付審判請求（準起訴手続）	・裁判員裁判	・宗教教誨 ・篤志面接委員 / 必要的3か月 / 仮釈放制度	・保護観察 ・協力雇用主 ・地域生活定着支援センター ・更生保護施設

「更生保護施設」は、これも以前から行われているわけであって、そういう点で、社会内処遇のいろいろなものを、その利用を促進する、あるいは利用しやすくするためには、満期釈放ではなくて仮釈放という形をとって繋げていく。そういう中で、懲役についても希望を持たせるといことが必要ではないか、という思いがするわけです。

刑法学会で、ドイツの先生（ウィンフリート・ハッセマー）を呼んで死刑問題のお話を聞いたことがあります。その際に、ある日本人の学者が、日本についてどう思うかと聞きました。ドイツの先生は、「死刑のある国には自分は住みたくない」という端的なお答えでした。その意味では、私たちの社会が、死刑という制度を持った国でいいのかどうか、あるいは子どもたちに対して自分たちの国はこういう国だというときに、死刑があるということ抜きには話ができない、と私は思うのです。それでいいのかどうかということ、私たちは考えていくべきではないかという感じがするわけです。その点で、この問題は、法務大臣の問題だけではなくて、私たち一般の国民がどう考えるかという課題なのです。そして、法務大臣を、場合によっては応援して、「あなたの時に死刑をなくしてもらいたい」と、そういう励ましを与えることも一つの方法ではないか。法務大臣に対して、「死刑執行はやっちゃいけない」というだけではなくて、もっと積極的に「あなたの時にこそ死刑をなくしたらどうか」、そういう提案を私たちはしていくべきではないか。ただ、それをしていくのは私たち一般の国民だと思えます。

最後に「法育」ということですが、これは私が勝手に言っている言葉で、文科省では「法教育」と言っています。私は、何も「教育」に「法」を付ける必要はないのであって、「食育」とか「保育」と同じように「法育」と言っております。子どもたちに法のあり方、法の理念、法の目標というものを、小学校の高学年あるいは中学生のあたりから、何らかの形で伝えたいということです。決して細かい法律の条文を教えることではありません。法が何のためにあるのか、裁判が私たちの社会にとってどんな意味を持っているのか、こういうことを、私たちは伝えていくべきだと思います。そして、そのときに大きな課題の1つとして死刑の

問題があるということ、私たちは踏まえていかなければいけない、と書いていいと思うのです。

私自身は、大学で模擬裁判というものを20数年やっておりますが、その模擬裁判も、近年では高校、中学で行い、最近では小学校6年生と一緒にやっております。6年生は素晴らしいのです。もちろん、大学生については脚本作りからやらせるのですけれども、小学生の場合については、中学生が行ったような犯罪を私が考えて、模擬裁判の脚本を作って演技をやらせてもらっています。とっても熱心で、台詞の覚えは大学生より小学生のほうが早かったりします。そして、私は単に模擬裁判を教えるというのではなくて、一緒に裁判の傍聴に行こうということで、まず一番最初に東京地方裁判所に行って、裁判の解説をしています。ある裁判官は、早く終わったということで、小学生に裁判官自身がお話をしてくれました。その裁判官のときには、「何か君たち希望がないかね」とおっしゃったら、そこは小学生ですね、「裁判官の席に座りたい」といいました。許可が出て、みんながどっとそこに押し寄せたということもありますが、小さい頃から裁判とか法というものについて考えてもらうために、そんなことも一つできることではないかと思っており、私はやっております。

小学生は、裁判をよく見えていますよ。模擬裁判をやるときに、いろいろな役割があります。被告人があり、裁判長があり、それから被告人を連れてくる人たち、戒護職員の人があります。戒護職員は、何も台詞がないから、私の設定では台詞がないのは面白くないだろうと思って、1人の被告人に対して戒護職員を1人にしました。ところが、実際は1人の被告人に対して大体戒護職員が2人付くのです。配役決定の時に小学生が手を上げて、「先生、私たちが行ったときには、戒護職員が2人いたのに、どうして先生のは1人ですか」といいましたよ。それで、戒護職員を2人にしました。そのようなことで、子どもたちはよく見てくれます。見るだけではなくて、それ以上にきっと何か感じてくれるに違いない。そういう子どもたちに、国のあり方、刑罰のあり方ということ、私たちが堂々と説明できるような、そういう刑罰を、私たちが作っていかなければいけないと、私は思っております。

「練馬で死刑を考える集い」へのメッセージ

一昨年夏まで参議院議員を務めていた円より子です。練馬区の都立大泉高校の出身でもあり、練馬のみなさんにはお世話になっております。

本日の集いは他用が既に入っていて出席できず大変残念です。

私は17年間の在任中、法務委員会に何度か属していたこともあり、死刑制度についてかなり悩んできました。

ご遺族やご友人の気持ち、何より突然人生を絶たれた当事者の方の命の重さを考えると、犯人の側にどんな事情があっても、同じ「死」という裁きがあるのは当然かもしれないと

いう思い。いや、冤罪のことを考えると軽々に死刑はできないし、何より「命」を大切にすることこそ、死刑制度を再考すべきではないかと、死刑廃止議員連盟で議論もしてまいりました。

しかしながら、国会議員の間でも、ましてや国民の間でも死刑制度について十分な議論が行われてきたとは思えません。

本日のような集いが各地で開かれ、多くの人に死刑制度について考えていただければと思います。

平成24年2月19日

前参議院議員 円より子

死刑執行の停止を求める緊急市民アクション

監獄人権センターでは多くの死刑廃止団体・個人の方々のご協力を頂き、「死刑執行の停止を求める緊急市民アクション」を展開しています。2月24日（金）にはそれまでに集まった署名20団体、1372筆を民主党幹事長室に提出し、法務大臣としての職責を果たすため、死刑の執行を停止したうえで、死刑制度についての冷静な議論を行うことと要請致しました。この署名アクションは2012年3月末まで継続する予定です。集まった署名は法務大臣へ提出する予定です。引き続きご協力頂ければ幸いです。
オンライン署名はこちらから：<http://bit.ly/xdYXV3>

死刑執行の停止を求める

緊急市民アクション

法務大臣 小川敏夫 殿

2009年7月、民主党はその政策集「INDEX2009」において、次のように掲げました。「死刑制度については、死刑存置国が先進国中では日本と米国のみであり、EUの加盟条件に死刑廃止があがっているなどの国際的動向にも注視しながら死刑の存廃問題だけでなく当面の死刑の停止や死刑の告知、執行方法などをも含めて国会内外で幅広く議論を継続していきます。」多くの市民が、INDEXに掲げられた政策の実現に期待し、民主党は政権の座につきました。

「当面の死刑の停止」を議論することは、民主党が掲げた政策です。ところが、小川敏夫法務大臣は、1月13日の大臣就任以来、死刑の執行は法務大臣の職責であると強調して正面から執行停止を否定し、在任中に死刑の執行を命じる意思を繰り返して明らかにしています。

死刑という刑罰についてのみ、その執行が法務大臣の命令によるとされたのは、死刑が一度執行すれば取り返しのつかない究極の刑罰であることから、慎重を期すためであるとされています。法務大臣には、個々の事件の再吟味や死刑確定者の事情、その他内外情勢などを踏まえ、命令を発しない方向での慎重な政治判断をすることが認められているのです。

しかし、小川大臣の発言は「初めに死刑執行ありき」ともいうべきもので、死刑執行に対する慎重な配慮を捨て去り、むしろ大臣としての職責を放棄するものといっても過言ではありません。

実際に、過去の執行では、法務大臣が慎重な判断を欠いたために、誤った執行がなされてきたと疑われています。再審請求を準備しながら死刑執行をされた人々の中には、DNA鑑定によって無実が明らかにされる可能性があった人も存在します。また、心神喪失の状態にある人を執行することは刑事訴訟法により禁じられています。現に相当数の人々が深刻な精神状態に至っていますが、これらの人々は、自ら再審請求などの法的手段に訴えることはできず、また、心神喪失状態にあると主張することもできません。しかし、精神状態を調査するための信頼できる制度が存在しない日本の現状では、違法な死刑執行の可能性を払しょくすることができないのです。誤った死刑執行に対して、法務大臣は、どのように責任をとるのでしょうか。

死刑は、最も基本的かつ重要な人権である、生命に対する権利を侵害する刑罰です。日本は、国際人権（自由権）規約委員会をはじめとする国連機関から、繰り返し、死刑の執行を停止し、死刑制度の廃止に向けた措置をとるよう、勧告されてきました。

私たちは、小川法務大臣に求めます。法務大臣としての職責を果たすため、死刑の執行を停止したうえで、死刑制度についての冷静な議論を行ってください。そのために、外部有識者による開かれた審議機関を設置し、国会における議論へとつなげて下さい。

死刑執行の停止を求める市民一同

【呼びかけ団体・集約先】

NPO 法人監獄人権センター

E-mail:cpr@jca.apc.org /FAX 03-5379-5055

HP:<http://www.cpr.jca.apc.org/>

死刑日録

2012年

1月16日 最高裁第一小法廷（宮川光治裁判長）は若林一行さんの上告を棄却 死刑確定へ

2月20日 最高裁第一小法廷（金築誠

志晴裁判長）は光市事件の元少年の上告を棄却、死刑確定へ

2月22日、最高裁第一小法廷は、N・K被告の一・二審無罪判決に対する検察側上告を棄却した。検察は死刑求刑。（一審判決07年11月28日）。

2月24日 さいたま地裁（田村真裁判

長）は新井竜太さんに死刑判決
3月2日 最高裁第2小法廷（竹内行夫裁判長）は岩森森さんの上告を棄却、死刑確定へ。1審さいたま地裁では無期懲役（09.3.21）、東京高裁で死刑判決（09.3.25）。（死刑確定者134名に）

特集上映『「死刑の映画」は「命の映画」だ』を終えて

太田昌国

話の発端は、2010年12月に行なった日比谷公会堂での死刑廃止集会の直後だったと思う。1800人近い人びとが参加して、スタッフの心は高揚していた。省庁やメディアが死刑の是非をめぐって世論調査を行なうと85%が制度を支持している、とは毎回聞かされる数字だ。設問に答える選択肢があらかじめ狭められているとか、誘導尋問的な問い方が見られるとか、世論調査なるものは問題だらけだ。したがって、この数値をそのまま受け入れることはない、と私たちは日ごろから考えてはいる。それでもなお、死刑制度廃止の気運を高めるためには、社会的な働きかけは常に必要だ。機関誌発行・集会・学習会・講演会・デモ・死刑囚表現展の開催など、今までも行なってきたさまざまな活動を続けながら、他方私たちのこの中でじっくりと問題の根源を考える機会をつくることはできないものか。

文学、映画、演劇——そうした芸術表現の世界では、ひとの心は、現実に拘泥しているときよりはるかに自由になる。ひとが時に犯してしまうおぞましい犯罪も、被害者の屈辱も、被害者遺族の哀しみと怒りも、そして加害者のそのときどきの心の動きすらも、鳥瞰的に、あるいは地を這うようにして、描くことができる。ひとは、つまるところ、そのようなものに接する機会を積み重ねて、自らの既成の価値観が揺さぶられ、惑い、苦しみ、他者と討論し、そのすべての過程を通して根もとから変わっていくしかない。あるテーマに関わってまとめて「本を読む」という行為は個人でもできるが、「映画を観る」ということはなかなか難しい。犯罪と死刑・冤罪に関わる映画をまとめて上映するなどという企画など、誰も考えたことなど、

ない。FORUM90が集団としてできることは、この映画上映の分野かもしれない。それをやってみよう。

2011年の初頭には、そんな「雰囲気」ができあがっていた。企画チームを数人でつくり、まずは候補作品のリストアップから始めた。FORUM90には、「死刑」と名のつく本はすべて買い求め、関連する映画もまたすべて観ているという得難い人がいるから、このような時には存分に力量を発揮する。たちまちのうちに、内外数十本の作品リストができあがる。死刑制度は必要だと考えている人にも観てほしいから、作品選定には気をつかう。そして劇場との交渉はこれからだから、上映形態が早朝だけ（モーニング上映）なのか、夜遅く（レイト上映）だけになるのか、それとも全日上映を一定期間行なうのか、まだ判断できる段階ではない。どんなことになっても対応可能な形で、作品を絞り込む作業を繰り返す。15作品ほどに絞り込んだ段階で、劇場への企画提案を行なった。私たちは、観客数の最低保証をあらかじめ考えていたから、一週間の全日上映を行なうという形で話はすぐまとまった。一日一回は誰かが映画について、また死刑について話す機会も設定したいから、講演者リストも何度も検討する。そんな作業を数ヶ月間繰り返して、今回のプログラムはできあがった。観に来た人に手渡すプログラムの冒頭に、私たちは、企画の趣旨を次のように記した。

* * *

「死刑の映画」は「命の映画」だ

——開催に当たって

敗戦から2年後の1947年に施行された日本国憲法は「戦争放棄・軍隊不保持」を謳った。

国家が国軍を持ち、必要な場合には戦争に訴えることが当然だとするのが常識のような世界で、それは稀に見る決意の表明だった。同時に、「殺人の権限を国家にだけは認める戦争を廃絶するなら、死刑も廃止するのは当然のことだ」「戦争放棄と死刑廃止は同じことだ」——そんな議論が、真剣になされた。個人や集団が殺人を犯すと、当然にも処罰される。なぜ、「国家」だけは、戦争や死刑執行という形で、殺人行為を命令しても処罰を免れるのか。命令通りに行動した「国民」も、なぜ、罪を問われないのか。敗戦直後の日本社会は、重要な問いに向き合おうとしていた。



しかし1948年、最高裁は「死刑は合憲」との判断を示した。「戦後民主主義」の下にあって、死刑制度は今日に至るまで黙認されてきた。

そして1950年、自衛隊の前身にあたる警察予備隊が発足した。それから60年有余の現在、自衛隊はいまや、世界でも有数の強大な軍隊に成長し、海外派兵も行なわれるようになった。

私たちの社会は、「国家」の名の下でなら人殺しは容認され得るのか/それとも容認すべきではないのか、という問いかけから目を逸らしてしまった。各国は軍備の増強に膨大な国家予算を費やし、戦争は絶えることがない。各国が、日本国憲法が定めるように、軍事力を放棄し戦争を廃絶するに至る道は、なお遠い。憲法の定めにも従っていない日本の現状が、その道の遠さを象徴している。

他方、死刑についてはどうか。現在200ヶ国近くある世界の国々のなかで3分の2の諸国では制度的に/あるいは実質的に、死刑が廃止されている。重大な犯罪に対する刑罰だとしても、死刑は非人道的であり、犯罪抑止効果を持たない、また冤罪事件も絶えることがない——などが理由である。

人殺しを煽る感情的な言葉ではなく、冷静な議論がほしい。人間は、文学や映画や演劇などの芸術表現を通して、人間社会で起きる困難な問題について、深く・広く考える方法を育てあげてきた。

今回上映する10本の映画群が、私たちにそのような機会を与えてくれるものであることを、こちらから望んでいる。

さて続けて、結果を簡潔に報告したい。入場者数は、1,337人、うち前売券485人、当日券852人である。私個人の内心の期待値は1,500人であったが、一割減だからよしとしよう。実際、当日券入場者が全体の6割を占めたのだから、前売券を買ってもらおうという形での、私たちの直接的な働きかけが及ばなかった人びとがけっこう多く来場したことを意味する。それは、朝日新聞の社会面に、事前の告知記事がかなり大きなスペースで載ったことにも助けられているだろうが、死刑問題を冷静に、深く考えようとする社会的な素地が、潜在的な可能性として秘められていると捉えてよいのではないか。犯罪と死刑の問題に関しては、法務省やメディアによって牛耳られている世界からの情報量が圧倒的に多く社会に浸透している。私たちが、根もとに立ち返って問題を考えるための公共空間を用意することができれば、徐々にではあっても、そこに変化をもたらすことはできるのではないか。そのような思いを確かめることができ、貴重な経験となった、と前向きに考えたい。

私たちはこれから、一年後に2回目の企画を実現するための準備に取り掛かる。作品選定・プログラム編成・劇場や講師との交渉・情宣・デザインなど、協働できる方の連絡は大歓迎です。

死刑映画をめぐる7つのトーク

〈死刑映画週間でのトーク〉

2012年2月4日～10日に東京渋谷ユーロスペースで開催した死刑映画週間『「死刑の映画」は「命の映画」だ』では、上映する映画にまつわる人々にお話をさせていただきました。上映した映画に関することや死刑制度に対する考え方などを、自由に話していただきました。お話は多岐にわたり、それぞれ個性溢れるものでした。それらのお話を抜粋ですが、ご紹介します。(まとめ、文責・可知亮)

※吉田喜重さん(映画監督)の話

吉田喜重監督は、映画『エロス+虐殺』の作り手として映画について話し始められました。次に大杉栄と伊藤野枝がなぜ虐殺されてしまったのかということに言及され、最後に死刑についてのご自分のお考えを話されました。

以下、お話の抜粋です。

「映画監督が自分の映画を語ることは、本来やることではないと考えています。映画はできあがった瞬間から、ご覧になる観客の皆さんがご自由に、ご自身の想像力で観ていただく、あるいは批判をしていただく、というのが本来のあり方です。映画の作り手というのは、国家という権力者が作る場合もあるわけですから、一方的に見せる側からの映画というのは危険なわけです。ですから作る側が一方的に話すのは好きではありません。しかし、この『エロス+虐殺』については話したいと思いました。皆さんは“夢を見ていた”ようにこの映画をご覧になった



のではないのでしょうか。夢と言ってもいい夢もあれば悪い夢もありますから、この映画が悪い夢でなかったことを祈っていますが、夢というのは自由に空間と時間を行き来できるわけです。また死んだ人にも会うことができ、話すこともできます。1923年、大正12年9月1日に関東大震災が起こり、16日には大杉栄と伊藤野枝は甥とともに憲兵隊員である甘粕正彦に虐殺されています。私はそれを物語として描くのではなく、一緒に生きてみられないかと考えました。それで夢を見るように描こうとしたわけです」

「この映画にはもう一つ大きなテーマがあります。なぜ大杉栄や伊藤野枝が虐殺されたのかということです。甘粕正彦という軍人は個人的な怨恨として大杉栄や伊藤野枝を殺したわけではありません。甘粕正彦は許せなかったのですね、この厳然とした天皇制下でこういうことは許せない、と考えたのです。甘粕が許せなかったのは、大杉の主張する自由恋愛論だった。大杉の考えは男女平等であり、人間の持つ性的欲望も限りなく平等であると主張しました。結婚は制度でしかなく、男女ともそれぞれ複数の関係を持つ自由はあるのだと、要するに恋愛は自由だということです。その結果、日蔭茶屋事件というのを起こすわけですが。この自由恋愛論というのは、当時の明治以後の日本にとっては危険思想であったわけです。日本が近代化をしたときに、これまでは宗教的中心であった天皇を、国家の中心としました。これを頂点とする家族制度を作りました。子供は父に従い、父は社会では自分より地位の高い人に従い、その上に国家があり天皇があるという、天皇を中心としたピラミッドを作った。これが、日本が近代化するときに作った制度です。天皇が父親のようにして男性中心の社会をつくった。これに対して何でもないようですが、人間の欲望は限りがないのだ、恋愛も自由なのだ、という大杉の考えは実は大変な犯罪になるのだということであったわけです。甘粕は軍人ですから、天皇のために不潔である大杉と伊藤を殺す、というのが虐殺の本当の意味ではないかと思います」

「この映画は死刑制度とは直接関係はありません。この映画のトップの方に出てきますが、大杉が“春三月縊り残され花に舞う”と詠んでいます。これは言うまでもなく1911年1月に処刑された幸徳秋水の報を、獄中にいた大杉が聞いて書いたものです。この大逆事件で12人が処刑されていますが、この事件が、日本の近代国家が持っている根源を示してしまっています。この根源というのは、明治政府が作ってしまった天皇を中心とした国だということです。死刑というのは国家が個人に対して、または集団に対して行うということです。個人が個人に対して行う殺人とは、全く意

味合いが違います。死刑というのは、絶対的な権力を持った国家が行うということです。このことは大変重要であると考えます」

※佐藤優さん（評論家）の話

佐藤優さんは、映画『サルバドールの朝』は死刑の映画ではなく、むしろ革命の映画であるという話から始めました。この映画では看守とサルバドールの父親が、一番死刑について考えている存在であるということからドストエフスキーの話となりました。ドストエフスキーが死刑を免れシベリア送りになることで、国家が人間の生と死を自由にできるということに気づき、その後の作家人生に大きな影響を与えたという話をされました。国家は必然的に人を殺すものであるのだと話され、ご自分が東京拘置所にいるときに死刑囚と隣り合っていたことの経験を話されました。最後に3.11以降感じられている、宗教と死刑と私たちとのかわりについて言及されました。



以下、お話の抜粋です。

「死刑の根本的な問題というのは、命を与えたり奪ったりするのが国家だということです。これを国家に担わせてはいけない、ということは当たり前なんです。しかしこれをどのように担おうか、というのが国家の欲望でもあります。死刑の問題というのは、国家論の問題だと考えています」

「国家というのは殺すものであります。実は国家というのは生かすことができないのです。ロシア人は、国家は殺すものだとことをよく知っています。ですからロシアには二つの軍隊があります。殺すための軍隊と救うための軍隊です。殺すための軍隊は正規軍です。救うための軍隊は非常事態省の組織で、災害復興などに出勤します。軍隊組織です。福島での今回の自衛隊はこの部分が出たと思われます。このことは自衛隊の幹部たちはむしろ苦々しく思っているのではないかと、私は思います。というのは殺す部分での軍隊というのが弱くなってしまうと考えるからです」

「私自身がどうして死刑廃止なのかを話します。東京拘置所にいる時に両隣が確定死刑囚でした。片方はわかりませんが、もう一方は、私は手紙をいただいているので名前を言ってもいいと思いますが、坂口弘さんでした。それまでは死刑に関してそんなに考えていませんでしたが、両隣が確定死刑囚であったということで、考えるようになりました。坂口さんはこの問題に関する一番の先生

です。まず自分自身の取り調べを通じてわかりますが、冤罪が必ずあります。冤罪が発生した場合の死刑は取り返しがつかない状態になる。次は認識の問題です。罪の意識を認識して強く感じる人は、責任を感じて死刑になる。他方、そんな認識は持っていなかったと頑張った人は死刑にならない。そこの境界線というのは本当にいい加減である。三番目は、看守の人権です。お互い心を交わすようになって、死刑囚の内在的な論理を抱える、人間的な共感を持つ、その人間たちが殺さなければいけないわけです。国家というのはそのような任務を与える権利があるのだろうか。このような疎外された仕事を人間に与えることは、国家に果たして許されるのだろうか。高級公務員だって、司法官僚だって、死刑判決を言い渡した奴が執行すればいいのです。次に死刑の持つ問題は、社会教育的な任務の放棄です。殺人を犯した人を殺すのではなく、そのことの意味を社会へ還元することが大事です。坂口弘さんの連合赤軍事件にしろ、麻原彰晃さんの事件でもそうです。死刑にしてしまっただけです。彼らに語らせて、そのことを社会に還元しなくては何にもなりません]

※足立正生さん（映画監督）の話

足立正生さんは、まず映画『絞死刑』に出演する際のエピソードを話されました。またこの映画が提起している問題について言及しました。国家という共同幻想を、私たちが打ち破るために死刑の抱える問題の全てを、明らかにすることを目指しているのが『絞死刑』という映画だ、と話されました。



以下、お話の抜粋です。

「大島監督からは最初に教誨師の役をやれと言われてたのですが、夜間大学出の保安課長役にあこがれまして、保安課長をやりたいと私から言いました。出演者としては、素人が何人かと、プロが何人かで決定しようとしていたのですが、保安課長役がいなかったのです。私がやるということで決定してスムーズに撮影に入ることができました。なぜ私が保安課長をやりたいかったのか。死刑というのは国家という共同幻想がない限りありえないわけです。この映画に出てくるような検事や官僚たち、死刑執行をする刑務官たちというのは、その国家が幻想でしかないものを、実体として国家の意思というものを司ろうする極悪人なわけですね。その極悪人の中でも、この映画のR、李珍宇

ですね、彼の首に縄をかける保安課長役というのをやることで、逆に国家に復讐してやろうという思いが、私の内部にありました。死刑というのは、国家という共同幻想と、それを司る法律の名において官僚システムが殺人を行っている、というだけです。なぜそのようなことになるのか。犯罪を犯す人に背景があるように、官僚として生きることによって生活をつないでいる人があるように、共同幻想に向かって全員が犯罪者である、ということがこの映画では主張したかったことであると僕は理解して共働しました。特に最後の、処刑されるべき者が無罪を主張した場合に、処刑することはできるのかできないのか。犯罪も、想像力の中で犯したということであれば、処刑する側も国家という想像力の力によってでしか処刑できない。それぞれが現実を持っていながら、そういう共同幻想を相互にぶつけ合うだけの、ほんとに無残な殺人行為というのが死刑だということを、描こうとした。世界にあまた死刑を扱った映画はありますが、この『絞死刑』ほど観念的に死刑の問題を扱っているものはありません。つまりこの国家という幻想と向き合うためには、そこまで抽象的にしないと語れないというのが、大島がこの映画を監督する意図でもあったわけです」

「最初に台本が上がった時に、死刑の処刑場というのが全然わかっていない、ということが問題になりました。調査が始まったのですが、具体的な記録というのは世間にはどこにもなかった。そうしたらラッキーなことに、何十回と死刑に立会ったことのある検事さんが、もう今はお亡くなりになっていますが、お坊さんになっていました。そのお坊さんのところに勉強に行って処刑場のことや処刑の方法を詳細に聞きました。それまでは全く知らされなかった処刑場のことを知り、そこを描くことから全部をやり直そうということになったのです。それまでの脚本の内容は、リアリズムの方法を踏襲し、李珍宇のことを調査して忠実に描こうとまでしていました。それはそれで素晴らしい脚本でした。しかし、それよりも死刑そのものを剥き出しに撮りたいということで、今の観念的な映画になったのです。こうでなければ死刑というのは描けないのだと、これは今でも私はそう確信しています」

※雨宮処凛さん（作家）の話

雨宮処凛さんと太田昌国さんとの対談という形式でした。最初に映画『私たちの幸せな時間』を観た感想を雨宮さんが話されました。その後、韓国と日本との死刑囚の処遇の違いなどの話。世界では政治体制が変われば、死刑囚であっても大統領にまでなることがあり、死刑制度というのは、国の状況や時代とともに大きく変化していくのだ、

という話が続きました。

以下、対談の抜粋です。

雨宮「この映画の主人公は永山則夫に通じる貧困層の出身で、この幼い兄弟を放置している韓国社会の酷さの中で生きながら、「愛国歌」という歌が好きでいる。これは面白く描けているなと思いました。それとユ



ジョンという主人公の女性を、ああいうふうな造形にしたからこそ、個人的な問題と死刑という問題がつながって、そこがすごい物語の作り方だなと感じましたね。これは元々が小説なのですね」

太田「現代韓国文学の女性作家として有名なコン・ジョンさんが書かれた2005年の小説です。拉致被害者である蓮池薫さんが翻訳をされています。たいへんうまい訳だと思えます。1997年12月30日に韓国では軍事政権末期に23人の死刑囚を処刑しました。コン・ジョンさんはそれを聞いてショックを受けて、その後死刑囚や検事や裁判官などに取材をしてこの原作を書き上げました」

雨宮「私の本で『怒りのソウル』というのが韓国で翻訳されていて、その本を出版して下さっている会社の社長がムンさんという、元死刑囚の方なのです。そういうのを聞くとびっくりします。その時代の価値観によっていきなり死刑囚になったり、時代が変われば全然罪に問われなくなったりしてしまう、そういうのが韓国社会にはありますよね。今回の映画は違いますけれど、時代によって死刑になったりならなかったりというのは、いったい何なんだろうって思いますね」

太田「韓国は長く30年以上軍事政権でしたから、政治的に死刑が行われてきた歴史があります。ここ14年は死刑執行がなく、この変わり方の激しさというのは感じますね」

雨宮「私にある死刑囚の方から文通がしたいということで、私はOKしていろいろの資料を出したのですが、その後2年ほど経ちますが何の連絡もなくなりました。これは私が撥ねられたということですかね」

太田「死刑が確定されてしまうと、交通権は本当に厳しく制限されてしまいます。近しい親族と弁護士だけになってしまう。友人などはそれまでの死刑囚との関係を厳しく調べられて、許可されるのは本当に一部だけというのが、現状です。その拘置所長の裁量によって決められてしまいます。その方が確定しているとすればなかなか困難かもしれませんね」

雨宮「それはどういう基準で選ばれるんですかね」

太田「死刑囚の心情の安定、とか言いますね」

雨宮「そうか、私は心情を不安定にさせると思われたんですかね、確かに人を不安定にさせるの得意ですからねえ（笑）。脱獄しろ、とでも言いそうですね」

※香山リカさん（精神科医）の話

香山リカさんのお話は映画『休暇』の主人公である死刑執行をする刑務官のことから始まり、どうして私はこのような人のことを考えてこなかったのか、話され始めました。こういう刑務官のような人というのは、ある種冷酷な人間であるとステ



ロタイプに考えていた自分に驚いていると話されました。そこから敷衍して、多くの人はなぜ死刑について考えることをしないのか、ということを経験者としての視点から話されました。

以下、お話の抜粋です。

「私たちは死刑の問題を忌避します。それはなぜなのか、と考えると、精神科医としては次のようなことを考えます。これはどんな人間でもそうなのですが、これを知ってしまったらこれを直視すると、自分の価値観というか、精神が崩壊してしまうんじゃないかとか、自分が保てなくなるんじゃないか、と。そういうことに直面しそうになると、私たちの心というのは自動的にスイッチが入って、見なかったふりをしたり、見たとしても夢で見たんだとか、それは小説で読んだんだとか、現実だとは思わないようにする。そういう心の防衛メカニズムが働きます。人間は見たくないものを拒絶しようとする働きがあるのだということを、具体的に私は日々の診察室にいても感じています。これは、個人的なことだけではなく、集団的にも私たちは見ないでおこうとしていることがあるわけです。それは、単に嫌だからということではなく、それを見ると今の生活が壊れてしまうのではないかと感じるからです」

「死刑制度とか、死刑の実態とか、死刑囚の方、ご家族の方、この映画に出てくるような刑務官の方とか、そういう諸々のことは見たくない、なかったことにしたい。そのことを考えてしまったら、今の生活が立ち行かなくなってしまうような気がするのではないのでしょうか。でもなかったことにできなくなることが、実際には起こっているわけです。この間の津波の問題とか、原発の問題など

がそうです。特に原発の問題などは考えないようにしてきて、今のような事態に至っています。死という問題もそうです。必ず来る問題として死というものがあります。それと突然やってくる問題というのはあるのです、死以外でも。まさか私が、という問題は数多くあります。そういう人はまさか私かと思いつつ、でもどこかでこういうことは起こるかもしれないと、自分では気づかないふりをして、実は思っている人がほとんどですね。でも考えないようにしてきた、という人が多いわけです。考え方は二つあって、そういうことは一切考えない、ひょっとしたら考えなくても一生過ごせるかもしれないわけです。個人的な死のこととか、自然災害のようなこととかは、これでいいかなと思います。しかし、死刑制度というのは人間の作っている制度ですから、これは違う。人が考えて作った制度ですから、私たちは考えていかなければいけないと思います。人が作ったシステムなどは変えることができるわけですから、やはりこれは考えていかなければいけない問題だと思います」

※小嵐九八郎さん（作家）の話

小嵐九八郎さんは、最初に腰痛できちんと頭を下げて挨拶できないことを謝りました。なぜ自分が腰痛持ちになったかを最初に話されました。次にご自身の原作『真幸くあらば』が映画化されていく経緯と、映画の内容に関するお話をなさいました。その後、死刑囚の短歌や俳句の紹介があり、最後に死刑に関するご自分の意見を話されました。

以下、お話の抜粋です。

「私は学生時代から30代までいわゆる過激派の左翼運動をしていて、5年ほど獄中生活をしています。その間独居の生活で坐っていることが多かったわけです。それで娑婆に出てくると腰が痛みだした、というのが腰痛の元々の原因です。このことからわかりますが、死刑囚というのはずっと坐っているわけですから、もっと大変だと思います」

「この原作は1998年に出版されました。うれしいことにある映画監督が映画化したいということで、その監督がここ十何年間いろいろと動いてき



ました。映画というのはすごくお金がかかるらしくて、やっとのことでお金ができ、クランクインをしたのです。監督は死刑の映画だから、死刑執行の場面は絶対入れるべきであると主張しました。ところがプロデューサーの方は暗くなるから駄目だと言ったわけです。そしたら監督を降りちゃったんですね。それで、森山直太郎さんの歌の作詞家であり、たいへん若い方ですが、御徒町風さんという方が監督をしたということです。私は作品としてはいいと思っています。ただ原作では、被害者側のことをもっと細かく描いています」

「死刑囚は短歌や俳句を多く残しています。『明日の死を前にひたすら打ち続く鼓動を指に聴きつつ眠る』。これは1971年に処刑された小原保さんの歌です。その当時は、死刑執行を前の日に知らされたということでしょうか。『綱 汚すまじく首拭く 寒の水』かずえ31歳、とありますから女性の死刑囚でしょうか。『罪 何をもって償う穴丸い』牛歩54歳。これは芸術の世界までいっていると思います。死刑囚はどこまでいっても償いきれないと思っているのです。それで、穴丸い、これは死刑執行の後の下の黒々としたものを指すのか、それとも暗喩的なものなのか。迫る句ですね」

「僕は学生時代から党派に入っていたので、内ゲバばかりの時代を過ごしてきました。そういう人間ですから死刑については複雑です。〇〇派を殲滅せよ、などと言ってきたわけですから。その人間が死刑を廃止せよと、などと言えるのか、と悩んできました。きれいごとでいえないわけです。EUには、死刑制度を廃止しなければ参加できない、とかという国際的な問題だけではなくてですね、個人に迫ってくるわけです、この問題は。私はこの小説を書き終わったあたりから、内ゲバもいけなかったんだと、やっと思えるようになりました。それでもまだ残る問題はあるわけです。アラブの春などが起こっていますね。国家によって弾圧され、当然国家の方が力があるわけです。それに対して、民衆がそういう国家を打ち破っていくことというのはどうなのか、という問題は残っているのです」

「私の経験したことですが、刑務所で2畳半の部屋にずっといて、僕は出られたからいいのですが、そのまま死刑囚は壁を突破もできず、処刑されていくわけです。そのことを、ずっと思い、考えてきました。この原作のモデルである死刑囚がいました。その人は処刑されたのですが、その時に彼の支援者であるキリスト教の方から、お葬式に出てくださいというお誘いがありました。私は葬儀に行きました。焼き場へまで行って骨を拾いました。その人の骨はホントに立派でした。自分の両親のものなどとは全く比べ物にならない。生身の人間を殺すというのは、こういうことかと実感がわき

ました。国家が人を殺すのはよくないと心から思いました。このことが、死刑制度に対する私の考えの原点です」

※森達也さん（作家・映画監督）の話

森さんのお話の前に映画を見に来られた袴田支援者の方から、袴田事件の再審に向けての現時点での報告がありました。その後、森さんが話されました。お話は映画『BOX 袴田事件 命とは』で扱われた袴田事件のことから死刑全般の話となり、その後は会場に来ている人々とのやり取り、意見交換となっていきました。

以下、お話の抜粋です。

「今日、テレビ東京でBS ジャパンの報道番組の収録をしてきました。勝間和代さんという経済評論家と対談をしたのですが、勝間さんの方から死刑について話してほしいということで行っただけです。勝間さんは死刑廃止論者なのですね。どうして日本は死刑を廃止しないのでしょうか、と僕を追及するわけです。どうして僕が追及されなければいけないか、わからないのですが」

「いろいろの冤罪がありますが、今日の映画を見るまでもなく、特に袴田事件はひどいですね。こんなのはあり得ない、とあってあり得ているわけですが、あまりにも無茶苦茶な事件です。熊本さん、この映画の主人公の元裁判官ですが、ある集会で一緒になったことがあります。その時に死刑制度についてコメントを求められて、熊本さんは『私は死刑制度について何か言うことはありません。



私は袴田君を救いたいです』と言って、半分泣いていました。聞くところによれば、彼は身体や精神を病んできている、ということがあらしいのです。それもこれも袴田事件での裁判で、自分の信念と違う死刑判決文を書いてしまったことです。それを彼は一生引きずっているわけです」

「死刑制度にはいろいろありますが、それは死刑を言い渡される側だけの問題ではなく、判決を下す側の人、あるいは死刑執行のボタンを押す人、いろんなポジションがあるわけです。そういう人たちのことを、いろいろ考えたりします」

「一番大事なのは、一にも二にも情報公開です。情報を出すことが一番大事です。日本の絞首刑は平均15分ぐらいですかね、その間吊るされているわけです。そう簡単には死なないのですね。吊るされながらもがき苦しんでいます。もちろん手は後ろ手に縛られ、足も縛られています。もちろん声も出せません。何も訴えることはできない状態ですが、凄まじい苦痛だと思います、そういった状況の中で死んでいく。一方で人道的に殺すとか、苦痛のないように殺すとか、ということがなんだろうかと、とも思います。そのジレンマというのはすごいです。が、死刑を残している国が、死刑囚に苦痛を与えないようにしようというのは当たり前のことですよ。先進国ではアメリカと日本が死刑存置国ですが、その内実は全然違います。アメリカは悶えています。かつて絞首刑の時がありました。すぐにやめて電気椅子になり、しばらく続きましたが止めました。今は薬ですが、ペンシルベニアでは、薬でも苦痛を与えすぎるとはいかないか、ということでモラトリウムになっています。つまり日本と違ってみんなで共有しているのですね、死刑制度を」

「日本では、明治6年太政官布告で絞首刑にします、と決まってから何も変わっていない。全く微動だにしていない。死刑囚が苦痛を感じているかどうか、全く何もわからない。なぜわからないか。情報を公開しないからです。なぜ公開しないか。誰も求めないからです。役所は情報を隠したがるものです。それを我々納税者が情報の公開を求めていかなければいけないのです。まず情報の公開を求めましょう。情報は私たちが求めなければ絶対に出てきません。そうすればメディアも動きまわります。そうして公開され、それを基に多くの人で議論をし、その上で存置か廃止かを考えていけばいいのです。」

(以上2月4日・吉田喜重、5日・佐藤優、6日・兩宮処凜、7日・足立正生、8日・香山リカ、9日・小嵐九八郎、10日・森達也さんでした。)

〈死刑〉映画を通して〈命〉について考える1週間

全国初上映! なぜ私が引き受けるのか、引き受けなければならないのか…

4.7(土) 10:10- 死刑弁護人 齊藤潤一監督 / 2012年 / 95分(予定)



(C) 東海テレビ

オウム真理教事件、光市母子殺害事件など多くの死刑事件の弁護人である安田好弘弁護士に迫ったドキュメンタリー。第66回芸術祭賞テレビ・ドキュメンタリー部門優秀賞受賞作に補足取材を加えて映画化。死刑事件を引き受ける弁護士は多くはない。極悪人の代理人などと世間からさまざまな非難を受けるうえ、人の命が失われた事件を通して加害者と被害者の両方の悔恨や悲嘆に直面することになるからだ。「引き受けなければいけない」という思いと「できれば別の弁護士に頼んでほしい」という思い——交錯する二つの相反する思いに引き裂かれながら、最後はすり鉢の底に落ちていくような気持ちで引き受ける。事務所泊まり込み、事件記録と格闘する安田弁護士の姿を通して司法の在り方、弁護士の役割、死刑制度について考える。アフタートークに、安田弁護士ご自身と齊藤監督をお迎えします。

■アフタートーク 齊藤潤一(東海テレビ・ディレクター) × 安田好弘弁護士 ★(別会場)

幻の死刑映画 ついに発掘、お見逃しなく!

4.10(火) / 13(金) 18:30- 少年死刑囚 吉村廉監督 / 1955年 / 103分



中山義秀の小説の映画化。長らく上映されることがなかった幻の映画。府中刑務所の全面協力を得て撮影(現在の法務省が死刑に関する情報をほとんど公開しないことは対照的だ)。祖父母と叔父夫妻を殺害した満18歳の少年。舎房で暴れ、検事に反抗し、すべてに反発を示し空虚を感じていたが、死刑が確定する。最後の面会を笑顔で済ませた彼のもとへ突然、恩赦の知らせが届き……。

■アフタートーク 10日 高山佳奈子(死刑廃止のための世界学識者ネットワーク日本連絡員)
13日 池田浩士(ドイツ文学、『死刑文学を読む』共著者)

青年は見せしめのため殺された…

サルバドールの朝

マヌエル・ウエルガ監督/2006年/スペイン/134分

**4.8(日) 10:10-
4.12(木) 18:30-**



フランコ独裁政権のスペインで正義と自由を信じ、世界変革の理想に燃えていた青年サルバドール。反体制運動に身を投じ、資金調達のための銀行強盗で、誤って警官を殺めてしまう。不当裁判で死刑を宣告され……。スペインでは1978年に一般犯罪に対する死刑が廃止、1995年には完全に廃止された。ガローテ(鉄環絞首刑)によって国家に殺された最後の青年、サルバドールの死が私たちに訴えるものとは?

■アフタートーク 8日 鶴飼 哲(フランス文学)★(別会場)
12日 石塚伸一(刑事政策)

残された時間はわずか…

私たちの幸せな時間

ソン・ヘソン監督/2006年/韓国/124分

4.9(月)/ 11(水) 18:30-

韓国の人気作家コン・ジヨンの原作。三度目の自殺未遂を起こしたユジョン。シスターの伯母に連れられて死刑囚と面会した彼女は、週に一度の面会を重ねていく。悲しい過去を持ち、生きる希望を失っていた二人は、やがてつかの間の幸せな時を過ごすようになるが…。薄幸の死刑囚を、韓国の若手トップスター、カン・ドンウォンが繊細に演じる。



■アフタートーク 9日 ベ・ヨンミ(コリア研究センター)
11日 岡 真理(現代アラブ文学)

★7日と8日のアフタートークのみ会場が劇場外になります。7日は京都シネマと同じCOCON 烏丸3F 京都精華大学 kara-S、8日はCOCON 烏丸から徒歩3分、室町四条下る オフィス・ワン四条烏丸ビル13F 研修室1です。

協力・提供:アミューズソフトエンタテインメント / カルチャー・コンビニエンス・クラブ / 東海テレビ放送 / 東京国立近代美術館フィルムセンター / 東風 / 日活 / フィールズピクチャーズ

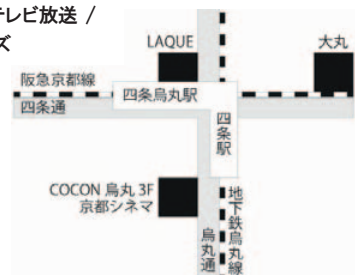
入場料金

- 一般 1500円 / 大学・専門学校生 1300円 / 京都シネマ会員・シニア 1000円
- 前売券 1回券 1000円 / 3回券 2700円 / 4回券 3200円 (劇場窓口にて販売)
- ★前売券は必ず劇場窓口で当日券とお引き換えください。

京都シネマ
KYOTOCINEMA

京都市下京区烏丸通四条下る西側
COCON 烏丸3F
TEL:075(353)4723

<http://www.kyotocinema.jp>



インフォメーション

〈受刑者も市民〉 厳罰化社会は何を生み出したのか、寛容な社会を考える

3月18日(日)14時～17時 京都キャンパスプラザ

講演:安田好弘弁護士「厳罰化社会に抗して」

特別講演:辻恵衆議院議員「検察官適格制度の問題点」

ゲストスピーチ:高山文彦「丸岡修を語る」

主催:3.18集会実行委員会/後援:アムネステイ京都グループ・丸岡さんに生きる途!の会(関西)・京都にんじんの会・京都弁護士有志グループほか

参加費:1000円 問い合わせ:天野 090-8384-0739

シンポジウム 死刑執行の現実から考える

——本当に絞首刑は残虐な刑罰ではないのか

3月19日(月)18時～20時

弁護士会館17階1701号室

1 本当に絞首刑は残虐な刑罰ではないのか

講師:土本武司氏(元最高検察庁検事、法学博士)

2 死刑執行方法を巡る「節度」と「尺度」

講師:布施勇如氏(龍谷大学法学研究科)
参加費無料 参加申込書を利用して、事前にお申し込みください(当日参加可)。

主催:日本弁護士連合会

問い合わせ先:日本弁護士連合会 法制部法制第二課

〈死刑〉映画を通して〈命〉について考える1週間

「死刑映画週間」at 京都シネマ

国家による殺人は二つ、戦争と死刑だ。世界200近い国の約7割が死刑を廃止、停止する一方、憲法で戦争放棄を定めた日本では死刑が合憲とされ、今も百余名の確定囚が殺すために生かされている。国家が人を殺すことは許されるのか、贖罪とは、命とは……4作品の上映とアフタートークを通し、死刑制度を取り巻く問題について共に考えたい。

4月7日(土)～13日(金)上映×アフタートーク

会場:京都シネマ TEL.075(353)4723

主催:京都にんじんの会

連絡先 090-2199-5208 大須賀

(詳細は17頁参照)

光市事件弁護団声明

最高裁判所第一小法廷は、本日、いわゆる光市事件について上告を棄却した。

本件は、虐待を受けた未成熟な少年が、たまたま被害者に出会い、その被害者に母を投影して抱きついたことが発端となって、予期せぬ対応に対処できないまま、被害者を右手逆手で押さえつけて死亡させ、この取り返しのつかない事態にさらにパニック状態に陥り、被害児までも死亡させた誠に不幸な事案である。

被告人には強姦目的はなく、殺意もない。このことは、客観的な証拠と12名の専門家による鑑定および弁護人による犯行再現実験などからも科学的に明らかにされてきたところである。しかし、裁判所は、これらの専門的知見や実験の結果を無視し、捜査段階で作成された虚偽の自白などに依拠し、事実を真正面から検討しようとはせず、判断を誤った。極めて不当である。

本件事件当時18歳1か月に満たない被告人は、逮捕以来現在まで13年間社会から遮断された中で、被害者・被害児の無念さおよび被害者遺族の憤りを真摯に受けとめ、反省の日々を送っている。しかし、裁判所は、被告人の

このような姿勢に目を向けようとせず、被告人の可塑性および更生可能性を否定した。

少年法が18歳未満の者に死刑を科すことを禁止したのは、少年の未熟さと成長発達の権利に着目し、周囲の大人がその充足に責任を負っているからである。したがって、結果がいかに重大であろうとも、未成熟な少年に究極の刑罰である死刑を科すことはできない。

被告人は、犯行時、18歳になっていたが、幼児期からの虐待によって成長が阻害されていたのであって、実質的には18歳未満の少年であった。このような少年に、死刑判決を言い渡すのは、憲法13条、14条、31条および37条、ならびに少年法51条などに違反する。

また、反対意見があるにもかかわらず、死刑を言い渡すのは、生命刑である死刑の刑質に反し、死刑判決は全員一致でなければならないとする最高裁の不文律を変更するものであって、強く非難されなければならない。

弁護団は、誤った判決を正すため、今後とも最善を尽くす所存である。

2012年(平成24年)2月20日

光市事件弁護団

読者から

◎昨日、ユーロスペースで坂上香のライファーズ、高橋伴明のBOX袴田事件を鑑賞。確かな手応えを感じました。袴田事件は間違いなく冤罪です。平和な国・日本に生まれ、このように優れた映画監督を輩出し同じ空気が吸えることに感謝しています。(草加市W)

◎いつもニュースをありがとうございます。今は亡き対馬さん、江頭さんと松山でお会いした日のことを想います。(松山M)

◎全文熟読、共感しました。少額ですがカンパします。小生、

なにもできない90歳です。(青梅市・K)

◎今年(2011年)は運動の成果が出て来たのではないかと期待しています。(国立市・T)

◎フォーラム・ニュース120号拝見しました。ご苦勞様です。平岡法務大臣にはがきを出しました。(鳥取市・S)

◎「死刑弁護人」のテレビ見ました。圧倒されました。(瀬戸市・H)

◎カンパ、会誌代金切れ等ご遠慮なくご記入いただければ、この振込用紙は何だ?と時間をかけて調べ直さずすみませう。(板橋区・T)

【編集後記】

小川敏夫法相が本誌を熟読し、死刑執行は法相の職務ではないということを理解し、執行しないことを願う。

死刑映画週間、1本を除いて既に見た作品だが、いまの時点でまとめて、それもスクリーンで見ると、それぞれに新たな発見がある。「絞死刑」などは何十年ぶりに見たのか、新鮮な感覚で見ることができた。「帝銀事件」もテレビかビデオでしか見てなかったのだが、モノクロの美しさ、あの時代の片々がスクリーンに焼き付けられていて、やはり映画は力強い。一週間渋谷に通い、毎晩飲んで語り合い、有意義な1週間を過ごした。来年もより充実した作品を集めて必ず実現させた。まだまだ死刑映画の裾野は広いのだ。

17頁に掲載したように京都でも4月に死刑映画週間が催される。「少年死刑囚」は死刑廃止法案が上程された1956年の前年の作品で、団藤重光『死刑廃止論』で触れられているので法律家には有名だ。半世紀を超えて発掘されたこの作品を、私は京都まで見に行く予定だ。原作は中山義秀、いまインパクト出版会から復刊の準備がされている。また安田好弘弁護士を追ったドキュメンタリー「死刑弁護人」(東海テレビ)の再編集映画版の初公開も行われる。東京では初夏公開、順次各地で上映されるとのことだ。

いまフォーラムではインターネットテレビ「死刑廃止チャンネル」の設置・放映に向けて熱い議論が進んでいる。次号で詳細の発表ができるかも知れない。ご期待ください。(F)